

和歌山県気候変動適応センター設置要綱

(目的及び設置)

第1 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定により、本県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「和歌山県気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）を和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課に設置する。

(組織)

第2 適応センターは、センター長及びセンター職員をもって組織する。

2 センター長は、脱炭素政策課長をもって充てるものとし、センターを総括する。

3 センター職員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

(1) 脱炭素政策課の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者

(2) 前号に掲げるもののほか、センター長が必要と認める者

(業務)

第3 適応センターは、第1に定める目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び整理

(2) 県内における気候変動適応事例の収集

(3) 県内の関係部局並びに他の研究機関との連携体制の強化及び情報共有

(4) 県民及び県内事業者に対する気候変動影響及び気候変動適応に係る情報の提供

(5) 地域適応計画策定や適応推進のための技術的支援

(6) 前号に掲げるもののほか、本県における気候変動適応を推進するために必要な業務

(その他)

第4 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。